

## 熊本県工事請負建設業者等選定要領

(昭和42年9月30日伺 定)

(昭和43年7月15日一部改正)

(昭和45年7月10日一部改正)

(昭和46年6月21日一部改正)

(昭和47年6月27日一部改正)

[沿革] (昭和53年5月18日一部改正)

(昭和58年6月15日一部改正)

(平成4年4月1日一部改正)

(平成6年4月6日告示第299号改正)

(平成7年4月5日告示第242号一部改正)

(平成10年4月1日告示第270号一部改正)

(平成11年3月31日告示第257号一部改正)

(平成16年3月31日告示第332号改正)

(平成17年4月8日告示第434号一部改正)

(平成21年4月3日告示第308号一部改正)

(平成27年3月31日告示第355号一部改正)

(目的)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託（以下「建設工事等」という。）の適正な施行を図るため、建設業者及び調査・測量・建設コンサルタント（以下「建設業者等」という。）の選定について必要な事項を定める。

(建設業者等指名審査会)

第2条 建設工事等を施行する本庁各部局内に、次の各号に掲げるところにより建設業者等指名審査会（以下「指名審査会」という。）を置く。

- (1) 指名審査会は、部局長、部局次長及び当該部局長が指名した者を指名審査員として構成する。
- (2) 指名審査会に会長を置き、各部局長をもって充てる。会長に事故があるときは、各部局次長がその職務を代理する。
- (3) 指名審査会は、原則として毎週1回開催する。
- (4) 指名審査会は、指名審査員の過半数の出席がなければ議事を開き、審査することができない。
- (5) 指名審査会の事務は、各部局担当課において行う。
- (6) 指名審査会の審議は、公開しない。また、指名審査会の構成員は審議の内容を外部に漏らしてはならない。

2 建設工事等を施行する本庁各課（総室及び室を含む。以下同じ。）及び出先機関に、次の各号に掲げるところにより指名審査会を置く。

- (1) 指名審査会は、本庁各課にあっては課長及び当該課長が指名した者、出先機関にあっては出先機関の長、次長及び当該出先機関の長が指名した者をそれぞれ指名審査員として構成する。
- (2) その他指名審査会の運営等については、本庁各部局内の指名審査会の例に準じて行うこととする。

(指名業者)

第3条 建設業者等を指名しようとするときは、入札参加資格審査申請書を提出し受理されている者のうちから指名審査会による審査を経て選ばなければならない。

2 指名しようとする工事業種について、建設業許可が失効している者又は経営事項審査の有効期間が満了し現在有効な経営事項審査に係る総合評定値の通知を受けていない者については、指名業者とすることはできない。指名業者がこれらに該当する場合は当該指名を取り消すものとする。

(等級別発注請負工事金額の区分)

第4条 等級別発注を行う工事の種類及び等級別発注の標準とする工事の規模は、熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年告示第221号）別表（以下「格付要綱別表」という。）による。

2 格付要綱別表に掲げる工事について、建設業者を指名しようとするときは、当該工事の請負対象金額に応じ、これに対応する等級に属する建設業者のうちから選定する。ただし、特に必要があるときは、当該等級の直近の下位の等級に属する建設業者のうちから優良な工事を施工した実績を有するものを選定できるものとする。

3 災害その他の理由により緊急を要する工事又は特別の技術若しくは特別の機械を必要とする工事等については、前2項に掲げる基準によらないことができる。

(指名業者の選定)

第5条 建設工事の指名競争入札に参加する者を選定しようとするときは、次に掲げる事項について注意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して、指名が特定の者に偏しないようにするものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) 電子入札システムへの登録の有無

2 建設工事に係る委託の指名競争入札に参加する者を選定しようとするときは、次に掲げる事項について注意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して、指名が特定の者に偏しないようにするものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 手持業務の状況
- (4) 当該業務実施についての技術的適性
- (5) 安全管理の状況
- (6) 労働福祉の状況
- (7) 電子入札システムへの登録の有無

3 第1項各号及び前項各号の事項の運用基準は、別表1及び別表2のとおりとする。

(指名業者の取消し)

第6条 指名競争入札通知後、指名業者が別表1又は別表2の指名しないこととされている事項のいずれかに該当した場合は、当該指名を取り消すものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

## 熊本県工事請負契約に係る指名業者選定の運用基準

指名業者選定の注意事項	
1 不誠実な行為の有無	<p>次の事項のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止又は建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止の期間中であること。</p> <p>(2) 県発注工事に係る請負契約に関し、次の事項のいずれかに該当し、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適当であると認められること。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p>
2 経営状況	<p>会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者で施工能力の確認を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止の事実がある等経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>
3 工事成績	<p>(1) 熊本県請負工事成績評定要領に定める工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が過去2年連続して65点未満である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 工事成績の平均が過去2年連続して75点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p>
4 当該工事に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 手持工事の状況	<p>工事の手持状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>

<p>6 当該工事 施工について の技術的 適性</p>	<p>工事入札参加者資格審査格付等級順位一覧表に記載された技術事項等 評価点数を活用するとともに、次の事項に該当するかどうかを総合的に 勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程 度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同 等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術 職員が確保できると認められること。</p>
<p>7 安全管理 の状況</p>	<p>(1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこ と。</p> <p>(2) 県発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等から の指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合 であって明らかに契約の相手方として不相当であると認められるとき は、指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること</p> <p>(4) 県発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上 の負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、尊 重すること。</p>
<p>8 労働福祉 の状況</p>	<p>(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該 状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不相当 であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 県発注工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済 事業団と退職金共済契約を締結していないかどうか、又は証紙購入若 しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けてい ること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>
<p>9 電子入札 システムへ の登録の有 無</p>	<p>熊本県電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準に 定める利用者登録を行っていない者である場合は指名しないこと。</p>

別表 2

## 熊本県工事関係業務委託契約に係る指名業者選定の運用基準

指 名 業 者 選 定 の 注 意 事 項	
1 不誠実な行為の有無	<p>次の事項のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 県発注建設コンサルタント業務等に係る委託契約に関し、当該業務に係る秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不相当であると認められること。</p>
2 経営状況	<p>会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者で施工能力の確認を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止の事実がある等経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>
3 手持業務の状況	<p>業務の手持状況からみて当該業務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
4 当該業務実施についての技術的適性	<p>次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該業務と同種又は類似業務について相当の実績があること。</p> <p>(2) 当該業務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該業務の作業条件と同等と認められる作業条件の業務について実績があること。</p> <p>(4) 当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格職員が確保できると認められること。</p>
5 安全管理の状況	<p>(1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 県発注業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p>

<p>6 労働福祉 の状況</p>	<p>(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>
<p>7 電子入札 システムへ の登録の有 無</p>	<p>熊本県電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準に定める利用者登録を行っていない者である場合は指名しないこと。</p>

(参考)

工事種類規模別等級表

工事の種類	等級	工事の請負対象金額	
土木一式工事	A <sub>1</sub>	5,500万円以上	
	A <sub>2</sub>	1,100万円以上	5,500万円未満
	B	330万円以上	1,100万円未満
	C	330万円未満	
建築一式工事	A <sub>1</sub>	1億3,200万円以上	
	A <sub>2</sub>	5,500万円以上	1億3,200万円未満
	B	2,750万円以上	5,500万円未満
	C	1,100万円以上	2,750万円未満
	D	1,100万円未満	
ほ装、電気 及び管工事	A	1,100万円以上	
	B	330万円以上	1,100万円未満
	C	330万円未満	